

平成十七年十一月四日受領  
答弁第六四号

内閣衆質一六三第六四号

平成十七年十一月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員保坂展人君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対する答弁書

(1) について

日本国憲法第四十三条においては、御指摘のように、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定されており、国会議員は、「全国民を代表する選挙された議員」である。

(2) について

お尋ねについては、「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指すための方針として取りまとめた「政・官の在り方」（平成十四年七月十六日閣僚懇談会申合せ）等を踏まえ、国民全体の奉仕者として適切に職務にあたるべきものと考えている。

なお、「政・官の在り方」においては、「政」は、行政が公正かつ中立的に行われるよう国民を代表する立法権者として監視責任を果たし、また、國務大臣、副大臣、大臣政務官として行政を担うとされ、「官」は、国民全体の奉仕者として中立性、専門性を踏まえて法令に基づき、主に政策の実施、個別の行政執行にあたるとされている。

(3) について

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項に規定する「国民全体の奉仕者」とは、日本国憲法第十五条第二項に基づく国家公務員の基本的な性格を表すものであり、国家公務員が一部の国民のために奉仕するのではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき立場にあることを意味するものである。

（4）について

お尋ねについては、説明要求の内容によるので一概にお答えすることは困難である。

（5）について

外務省の所掌に関することについて、外務省職員が国会議員に対して説明に行くことは、一般的に職務の遂行に該当すると考える。

（6）及び（7）について

お尋ねについては、会食、陳情及び会談の目的によるので、一概にお答えすることは困難である。

（8）について

外務省が外務省職員を対象に「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」と題する文書を作

成したのは事実であり、その内容は、別添のとおりである。

(9) 及び (10) について

当該文書は行政文書であり、作成当初は秘密指定がなされていたが、既に秘密指定が解除されている。  
なお、当該文書は、決裁書の形式にすることなく作成されたものである。

(11) について

当該文書について、回付、配付等の記録は残っていない。また、本件について、関係者が必要に応じて協議等を行ったことはある。

(12) について

当該文書は、「政・官の在り方」（平成十四年七月十六日閣僚懇談会申合せ）の趣旨にのっとり、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくために作成されたものである。

## 鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り

鈴木宗男衆議院議員は、平成14年に幹旋収賄罪等で逮捕された後、一審有罪判決を受け、控訴中であるが、9月11日に行われた衆議院選挙において当選した。今後、同議員が、衆議院議員として活動していくことに伴い、当省としては、過去の一時期において、当省と同議員との関係が社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたこと等を十分に踏まえる必要がある。

については、今後は下記の方針に従い対応することを原則とし、判断が困難な場合には、官房総務課に相談することとする。

## 記

鈴木宗男衆議院議員に対しても、他の国会議員と同様、一国会議員として、政と官の在り方を踏まえ、適切な関係を保つ。また、過去の一時期において、当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことにかんがみ、外部に対して不必要な疑念を惹起しないように十分留意する。具体的には、個別の状況に応じ判断するが、概ね以下の対応を原則とする。

1. 先方より、説明要求があった場合には、他の議員への対応と同様、原則対応する。他方、それがくり返し行われる場合、強い意見表明が行われる場合等は官総に相談する。
2. 過去の一時期において、当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことを踏まえ、同議員が関心を有するからといって、積極的に説明に行くことは原則しない。
3. 先方との会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、

通訳等、事務的な説明を超える接触は、原則行わない。これら場合で、真に出席等がやむを得ないと考える場合には、官房総務課長の了承を得ることとする（例えば、鈴木議員が複数の国会議員との会食の一員である時で、同会食への職員の参加がそれでも望ましい場合にまでそれを妨げるものではないが、かかる場合も官房総務課長の了承を得ることとする。）。

4. なお、先方と何らかの接触・やりとりがあった場合には、その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、官房総務課を通じ大臣に報告する。

（参考）鈴木前議員から、先方との会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等、事務的な説明を超える依頼があった場合の先方への回答ぶり。

「遠くない過去において、当省と貴議員との関係は、政と官の不適切な関係と受けとめられ、マスコミにも取り上げられた経緯があるところ、会食（場合により「陳情への立ち合い」、「外国要人との会談への同席、通訳」）については、当面の間、辞退させていただきたい。」

注）課長以下の事務方については、御辞退申し上げるよう（官房より）指示を受けているとの回答でも可。

（先方が納得せず、会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等を強く求めてくる場合）

「上司等と相談した上で、回答させていただきます。」